

「坂城町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 8年 6月15日

坂 城 町 長

坂城町規則第 9号

坂城町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則
坂城町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成28年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

法第13条第1項の規定による指導は、口頭又は管理不全空家等に対する指導書（様式第3号）により行うものとする。

第3条第2項中「前項」を「第1項又は前項」に、「同項の指導書により」を「当該書面を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は指導書（様式第3号の2）により行うものとする。

第4条（見出しを除く。）を次のように改める。

第4条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号の2）により行うものとする。
様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

坂城町長

印

管理不全空家等に対する指導書

あなたが所有する下記家屋等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成28年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、同項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

5 措置の期限

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあって、法第13条第2項の勧告を受けた場合は、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

坂城町長

印

指 導 書

あなたが所有する下記家屋等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成28年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあって、法第22条第2項の勧告を受けた場合は、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることがとなります。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

坂城町長

印

管理不全空家等に対する勧告書

あなたが所有する下記家屋等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成28年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

坂城町長

印

勸 告 書

あなたが所有する下記家屋等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成28年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者に報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。